

記載要領等**経営困難時における経営委託に関する届出書****《使用目的》**

この届出書は、山林についての相続税の納税猶予の適用を受けている方^(注1)が、障害、疾病などの事由により納税猶予の適用を受けている山林（以下「特例山林」といいます。）の経営を行うことが困難な状態となった場合において、特例山林の全部の経営を一定の者^(注2)に委託（以下「経営委託」といいます。）をしたときに、委託をした特例山林（以下「経営委託山林」といいます。）につき、引き続き相続税の納税猶予の適用を受けようとする旨及び経営委託山林に関する事項を届け出るために使用してください。

（注） 1 租税特別措置法第 70 条の 6 の 6 第 2 項第 4 号に規定する林業経営相続人をいいます。

2 林業経営相続人の推定相続人であって、租税特別措置法施行令第 40 条の 7 の 6 第 18 項に規定する要件を満たす者をいいます。

《提出期限》

この届出書は、経営委託をした日から 2 月以内に提出する必要があります。

《記載要領等》

「3 経営委託に関する事項」の「経営委託を行った特例山林（経営委託山林）の所在場所等」欄について、書ききれない場合には、適宜の用紙に記載してください。

《添付書類》（「4 添付書類」に記載されている添付書類のほかに、次の書類を提出する必要があります。）

「2 特例山林について経営を行うことが困難となった事由に関する事項」の「特例山林について経営を行うことが困難となった事由は、次のとおりです。」欄で○で囲んだ番号に応じ、障害、疾病などの事由により特例山林の経営を行うことが困難な状態となったことを証する書類として、次に掲げる区分に応じ、それぞれに掲げる書類を添付してください。

1 (1)を○で囲んだ人

精神障害者保健福祉手帳の写しその他の書類で、相続税の申告書の提出期限後に障害等級が 1 級である精神障害者保健福祉手帳の交付を受けたこと及びその交付を受けた年月日を明らかにする書類

2 (2)を○で囲んだ人

身体障害者手帳の写しその他の書類で、相続税の申告書の提出期限後に身体上の障害の程度が 1 級又は 2 級である身体障害者手帳の交付を受けたこと及びその交付を受けた年月日を明らかにする書類

3 (3)を○で囲んだ人

介護保険の被保険者証の写しその他の書類で、相続税の申告書の提出期限後に介護保険法第 19 条第 1 項に規定する要介護認定において要介護区分五の認定を受けたこと及びその認定を受けた年月日を明らかにする書類

（注） 「介護保険の被保険者証」の写しを添付する場合、写しの保険者番号及び被保険者番号部分を復元できない程度に塗り潰してください。

4 (4)を○で囲んだ人

身体障害者手帳の写しその他の書類で、相続税の申告書の提出期限後に身体障害者手帳に記載された身体上の障害の程度が 2 級から 1 級に変更されたこと及びその変更された年月日を明らかにする書類

5 (5)を○で囲んだ人

身体障害者手帳の写しその他の書類で、相続税の申告書の提出期限後に当該申告期限において記載されていた身体上の障害の程度とは別の身体上の障害の程度が 1 級又は 2 級である障害が新たに身体障害者手帳に記載されたこと及びその記載された年月日を明らかにする書類

6 (6)を○で囲んだ人

市町村長の認定を受けていることを証する当該市町村長の書類その他の書類で、相続税の申告書の提出期限後に山林の経営を行うことを不可能にさせる故障として市町村長の認定を受けたこと及びその認定を受けた年月日を明らかにする書類